

令和 2 年 8 月 2 5 日

令和元年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定の結果について

川越市 環境部 環境対策課

排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定の結果を、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第 28 条第 4 項の規定に基づき公表します。

法第 28 条第 3 項では、特定施設の設置者に対して、毎年 1 回以上、排出ガス、排水及びばいじん・燃え殻のダイオキシン類濃度を測定し、報告することを義務付けており、同条第 4 項では、地方自治体がこれらの結果の公表をすることを義務付けています。

本文書では、令和元年度分の測定結果（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の間に測定されたもの）について公表します。

1 対象試料及び対象施設とその排出基準等

表 1

対象試料	対 象 施 設				排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
					新設※ ¹	既設※ ¹
排出ガス	大気基準 適用施設	アルミニウム合金製造用施設			1	5
		廃棄物 焼却炉	焼却能力	4t/h 以上	0.1	1
				2t/h 以上～4t/h 未満	1	5
				2t/h 未満	5	10
排 出 水	水質基準 対象施設	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設、灰の貯留施設等			10 (pg-TEQ/L)	
ばいじん 燃 え 殻	大気基準適用施設のうち廃棄物焼却炉				処理基準 3 (ng-TEQ/g) ※ ²	

※1 平成 9 年 12 月 1 日以降に設置された施設は新設、それより前に設置された施設は既設となります。

※2 既設の施設については、下記の処分を行う限り適用されません。

- 一 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 二 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 三 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

2 測定結果の概要

(1) 排出ガス

設置者による測定をしなければならない8事業所10施設のうち8事業所10施設について測定結果の報告があり、報告された全ての施設において排出基準に適合していました。(表2)

表2 排出ガスの測定結果報告状況

特定施設の種類の種類	報告施設数	測定結果(ng-TEQ/m ³ N) 最小～最大	排出基準 不適合施設数
アルミニウム 合金製造用施設	1	0.013～0.045	0
廃棄物焼却炉	9	0.000022～0.71	0
合計	10		0

(2) 排出水

設置者による測定をしなければならない水質基準対象施設1事業所について測定結果の報告があり、排出基準に適合していました。(表3)

表3 排出水の測定結果報告状況

特定施設の種類の種類	報告事業所数	測定結果(pg-TEQ/L)	排出基準 不適合事業場数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗 浄施設・湿式集じん施設	1	0.000078	0

(3) ばいじん・燃え殻

設置者による測定をしなければならない廃棄物焼却炉9施設のうち、8施設のばいじんと8施設の燃え殻について測定結果の報告があり、報告された全ての施設において処理基準値以内でした。(表4)

表4 ばいじん・燃え殻の測定結果報告状況

対象試料	報告施設数	測定結果(ng-TEQ/g) 最小～最大	処理基準 不適合施設数
ばいじん	8	0.0000011～1.5	0
燃え殻	8	0～0.086	0

※ばいじんについて、1施設は試料が測定必要量未満のため報告なし。

2施設は共通試料として1件の報告。

※燃え殻について、1施設は排出がないため報告なし。

2施設は共通試料として1件の報告。

3 行政指導等

すべての施設において基準値内であったため、行政指導等はありませんでした。

4 設置者による測定結果一覧表

(1) 設置者による測定結果一覧表は別紙のとおりです。

(2) 一覧表の見方

①「区分」の欄は、特定施設の種別を表5及び表6のとおり示します。

「規模又は排水量」の欄は、大気基準適用施設は施設の規模を示し、水質基準適用施設は報告時の排水量を示します。また、単位は特定施設の種別ごとの単位を示します。

表5 特定施設（大気基準適用施設）の区分

「区分」の 「大気」	特定施設の種別		「規模又は排水量」の欄の単位
4b	アルミニウム合金製造用溶解炉		1時間あたりの原料の処理能力 (t/h)
5a	廃棄物 焼却炉	4t/h 以上	1時間あたりの焼却能力(kg/h) 又は 火床面積(m ²)
5b		2t/h 以上～4t/h 未満	
5c		200kg/h 以上～2t/h 未満	
5d		100kg/h 以上～200kg/h 未満	
5e		50kg/h 以上～100kg/h 未満	
5f		50kg/h 未満	

表6 特定施設（水質基準適用施設）の区分

「区分」の 「水質」	特定施設の種別	「規模又は排水量」の欄の単位
15a	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設・湿式 集じん施設	1日あたりの排水量 (m ³ /日)

②「新・既」の欄

(ア) 特定施設（大気基準適用施設）

既：法第2条第2項に規定する特定施設（大気基準適用施設）となった際現に設置されている施設（設置の工事がされている施設も含む。）のこと。また、廃棄物焼却炉のうち焼却能力200kg/h以上又は火格子面積が2m²以上のものにあつては、平成9年12月1日に現に設置されている施設のこと。いわゆる既設の大気基準適用施設。

新：大気基準適用施設であつて既設以外のもの。

(イ) 特定施設（水質基準適用施設）

既：法第2条第2項に規定する特定施設（水質基準適用施設）となった際現に設置されている施設（設置の工事がされている施設も含む。）を有する水質基

準適用事業場のこと。いわゆる既設の水質基準適用事業場。
新：水質基準適用事業場であって既設以外のもの。

③「ダイオキシン類測定結果」の欄（単位）

ng	1 0 億分の 1 グラム（ナノグラム）
pg	1 兆分の 1 グラム（ピコグラム）
TEQ	毒性等量。ダイオキシン類のうち、毒性の最も強い 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した量のこと。
m ³ N	温度が 0 度で圧力 1 気圧の状態に換算した排出ガス量 (ノルマル立方メートル)
L	排出水の量（リットル）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく設置者による測定結果一覧表
川越市

No.	報告 年月日	測定 年月日	事業所名称	所在地	区分		規模 又は 排水量	新・ 既	測定結果				適用 基準	備考
					大 気	水 質			排出ガス	ばいじん (集塵灰・飛灰)	燃え殻 (焼却灰)	排出水		
1	R1.10.17	R1.7.2	川越市東清掃センター(1号炉)	芳野台2-8-18	5b		2917kg/h	既	0.0023				5	
	R1.10.17	R1.7.2								0.36			3	
	R1.10.17	R1.7.2									0.0026		3	
	R1.10.17	R1.7.31	川越市東清掃センター(2号炉)		5b		2917kg/h	既	0.0016				5	
	R1.10.17	R1.7.31								0.26			3	
	R1.10.17	R1.7.31									0.0074		3	
2	R2.3.26	R1.10.23	川越市資源化センター(1系)	鯨井782-3	5a		5521kg/h	新	0.00120				0.1	1回目の測定
	R2.3.26	R2.2.20							0.00420				0.1	2回目の測定
	R2.3.26	R2.1.8								1.4			3	固化物 1系2系共通試料
	R2.3.26	R1.9.5									0.052		3	溶融不適物 1系2系共通試料
	R2.3.26	R1.9.5									0		3	スラグ 測定結果<0.037 1系2系共通試料
	R2.3.26	R1.9.5	川越市資源化センター(2系)		5a		5521kg/h	新	0.0013				0.1	1回目の測定
	R2.3.26	R2.1.27							0.00084				0.1	2回目の測定
	R2.3.26	R2.1.8								1.4			3	固化物 1系2系共通試料
	R2.3.26	R1.9.5									0.052		3	溶融不適物 1系2系共通試料
	R2.3.26	R1.9.5									0		3	スラグ 測定結果 <0.037 1系2系共通試料
	R2.3.26	R1.9.5	川越市資源化センター			15a	42m ³ /日	新				0.000078	10	
3	R2.2.21	R1.7.24	(株)ビー・エム・エル BML総合研究所	的場1361-1	5c		750kg/h	新	0.00029				5	
	R2.2.21	R1.7.24								1.5			3	
	R2.2.21	R1.7.24									0.086		3	
4	R1.11.5	R1.9.24	(株)山一商事 川越中間処理工場	下赤坂1812	5b		2500kg/h	新	0.18				1	1回目の測定
	R2.4.2	R2.3.2							0.40				1	2回目の測定
	R1.11.5	R1.9.24								0.077			3	
	R1.11.5	R1.9.24									0.010		3	
5	R1.8.30	R1.7.5	富士フイルム和光純薬(株)東京工場	的場1633	5c		1300kg/h	既	0.000022				10	
													3	ばいじんは測定必要量未滿
													3	燃え殻は排出無し
6	R2.1.7	R1.11.22	駒澤金属工業(株)川越工場	芳野台2-8-1	4b		31t/h	既	0.045				5	SE炉煙突
	R2.1.7	R1.11.22							0.013				5	アルミ反射炉集塵機煙突
7	R2.4.2	R2.2.18	埼玉県川越家畜保健衛生所	石田152	5e		97.3kg/h	新	0.025				5	
	R2.4.2	R2.2.19								0.20			3	
	R2.4.2	R2.2.19									0		3	測定結果<0.030
8	R2.2.3	R1.12.20	(株)峰陽建設	下広谷138	5d		189.5kg/h	既	0.71				10	
	R2.2.3	R1.12.21								0.0000011			3	
	R2.2.3	R1.12.21									0.000000072		3	